

トスコ人権方針

私たちトスコグループは企業理念として「すべての活動を通して人々の生活心情をより豊かにしていくこと」を掲げ、信頼され、安心できる企業として、社会から支持されることを目指し、また、人・社会を大切にすることは「人権尊重」そのものであり、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」に則り本方針を制定し、人権尊重の取り組みを推進します。

1. 人権方針の適用範囲

- (1) トスコグループのすべての役員および従業員は、本方針を踏まえ、人権の尊重に努めるものとします。
- (2) 協力会社のサプライチェーンに対しても、トスコグループの方針をご理解いただき、協働して人権を尊重した事業活動を推進するよう働きかけます。

2. 国際規範および人権に関わる法令等の遵守

- (1) 国連「国際人権章典」、国際労働機関「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に挙げられた中核的労働基準の5分野10条約、「子どもの権利とビジネス原則」などの人権に関する国際規範を支持、尊重します。
- (2) 事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。なお、国際的に認められた人権と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合は、人権に関する国際規範を最大限尊重するための方法を追求します。

3. 企業活動を通じた人権の尊重

- (1) 労働関係法令を遵守します。
- (2) 強制労働や児童労働などを一切認めません。
- (3) 外国人労働者や外国人技能実習生の人権に配慮します。
- (4) 人種、信条、性別、国籍、学歴、宗教、年齢、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障がいの有無等の理由による差別や個人の尊厳を傷つける行為を行いません。
- (5) 性別や職権・地位等を背景に、個人の尊厳を傷つける言動、不利益や脅威を与える言動であるハラスメントを行いません。
- (6) 常に人命尊重を最優先して企業活動を行います。
- (7) 協力会社も含めて、製造現場やその周辺における安全管理を徹底し、労働災害の防止を図ります。
- (8) 事業を行う国や地域の文化や習慣を尊重します。
- (9) 個人情報保護に関する法令を遵守し、必要な管理を適切に行います。

4. ステークホルダーとの対話と協議

トスコグループは、本人権方針の実施過程を通じて関連するステークホルダーとの対話と協議を大切にしながら、人権尊重の取り組みの向上を図っていきます。

5. 人権デュー・ディリジェンス

トスコグループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、人権デュー・ディリジェンスを実施します。具体的には、人権侵害リスクを評価し、特定した人権侵害リスクを防止・軽減する取り組みを行います。

6. 教育・研修

トスコグループは、本人権方針が効果的に実施されるように、その役員および従業員に対し、適切な教育・研修を行います。

7. 情報開示

トスコ人権方針に基づく人権尊重への取り組みについて開示します。

8. 是正・救済

人権侵害をトスコグループが引き起こし、または助長したことが明らかになった場合には、適切な是正、救済に取り組みます。また、協力会社のサプライチェーンに関連する人権侵害が判明した場合にも、お取引先等と協力してその防止または軽減に努めます。

9. 相談窓口の設置

トスコグループの事業活動による人権への影響について、社内外のステークホルダーが相談できる窓口を設置するとともに、相談に適切に対応できる態勢を整備します。

10. 取り組み体制

トスコ管理部門管掌役員を本人権方針に関する責任者とし、取締役会の監督の下、本人権方針を自社及びサプライチェーン全体に効果的に定着させ、実施する体制を確保します。各グループ企業・全部門は、人権方針に基づき事業活動を行います。

制定 2025年2月1日
トスコ株式会社
代表取締役社長 根本 圭司